

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

告 示	ページ
○大規模小売店舗の新設に関する届出（経営支援課）	1
○漁獲共済の同意成立（第2号漁業）（水産政策課）	1
○定置漁業の免許（漁業管理課）	1
○漁船損害等補償法による同意成立（3件）（ 〃 ）	1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅（3件）（ 〃 ）	2
○道路の区域変更（2件）（道 路 課）	2
○建築基準法による道路の位置の指定（建築指導課）	2
公 告	
○林業種苗生産事業者講習会の実施（木材増産推進課）	2

告 示

高知県告示第58号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成30年2月2日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
オリックス株式会社 取締役兼代表執行役社長・グループ CEO 井上 亮
- (2) 届出者の住所
東京都港区浜松町二丁目4番1号 世界貿易センタービル
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ドラッグコスモス神田店
高知市神田723-2
- (4) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並

びに法人にあっては代表者の氏名
オリックス株式会社 取締役兼代表執行役社長・グループ CEO 井上 亮
東京都港区浜松町二丁目4番1号 世界貿易センタービル
(5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者名	代表者名	住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 宇野 正 晃	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階

- (6) 大規模小売店舗の新設をする日
平成30年8月26日
- (7) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,483.2平方メートル
- (8) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
51台
イ 駐輪場の収容台数
16台
ウ 荷さばき施設の面積
27平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
13.5立方メートル
- (9) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前9時	午後10時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数
1箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 2 届出年月日
平成29年12月25日
 - 3 届出書及び添付書類の縦覧場所

- 高知県商工労働部経営支援課
- 4 意見書に記載すべき事項
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 - (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (4) 意見の内容

高知県告示第59号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成30年2月2日

高知県知事 尾崎 正直

区域及び区分

高知県漁業協同組合の地区のうち旧清水漁業協同組合の地区
ぶり飼付漁業及び大型定置漁業

高知県告示第60号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、次のとおり定置漁業を平成30年1月31日に免許した。

平成30年2月2日

高知県知事 尾崎 正直

◎定置漁業権（1件）

漁場計画の公示の際の公示番号及び免許番号	漁業権者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	免許の内容	制限又は条件	存続期間
定 第 1,035 号	宿毛市藻津788番地3 小嶋 壮	平成 29年 10月 高知 県告 示第 682 号の とお り	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。	平成 30年 1月 31日 から 同年 8月 31日 まで

高知県告示第61号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項

の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成30年2月2日

高知県知事 尾崎 正直

十市加入区

高知県告示第62号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成30年2月2日

高知県知事 尾崎 正直

上ノ加江加入区

高知県告示第63号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成30年2月2日

高知県知事 尾崎 正直

志和加入区

高知県告示第64号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成25年12月高知県告示第724号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成30年2月1日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年2月2日

高知県知事 尾崎 正直

十市加入区

高知県告示第65号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成25年12月高知県告示第724号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成30年2月1日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年2月2日

高知県知事 尾崎 正直

上ノ加江加入区

高知県告示第66号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成25年12月高知県告示第724号で告示した次の加

入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成30年2月1日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年2月2日

高知県知事 尾崎 正直

志和加入区

高知県告示第67号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年2月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年2月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小味野々川口
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町南川 口字ニイヤ822番2 から 高岡郡四万十町南川 口字ニイヤ374番10 まで	前	5.6 }	147
	後	6.9 }	131
高岡郡四万十町檜生 原字ヲウコエ293番 1から 高岡郡四万十町檜生 原字神田584番1ま で	前	4.8 }	305
	後	7.1 }	301
		31.7	

高知県告示第68号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年2月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年2月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道

2 路線名 昭和中村

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町野々 川字下モ川平440番 47から 高岡郡四万十町野々 川字下モ川平440番 49まで	前	4.7 }	16
	後	4.7 }	16
		12.3	

高知県告示第69号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成30年2月2日

高知県知事 尾崎 正直

地 名	地 番	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
土佐市高岡 町字竹ノ下	乙1817番1	6.01	60.59	

公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、林業種苗の生産、流通等に関し必要な知識を修得させるため、次のとおり林業種苗生産事業者講習会を開催する。

平成30年2月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 開催の日時及び場所

日時	場所
平成30年3月16日（金） 午前9時30分から午後4時30分 まで	香美市土佐山田町大平80 高知県立森林技術センター 事務室

- 2 受講対象者

林業生産に利用される樹木の繁殖のために用いられるすぎ、ひのき、あかまつ、くろまつ等の樹種について、他人に配布す

る目的をもって種子又は穂木から苗木を養成する事業を営もうとする者

3 林業種苗生産事業者講習会の内容

- (1) 種苗に関する法令 2時間
- (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
- (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間

4 受講手数料

14,000円(種苗生産事業者講習会受講申込書(以下「受講申込書」という。)に高知県収入証紙を貼り付けて納付すること。)

5 受講申込書の提出場所及び提出期限

受講を希望する者は、受講申込書を平成30年2月23日(金)までに住所地を管轄する林業事務所(中央東林業事務所嶺北林業振興事務所の管轄区域にあつては、中央東林業事務所嶺北林業振興事務所)に提出すること。

6 受講申込書の配布場所

高知県林業振興・環境部木材増産推進課、各林業事務所及び中央東林業事務所嶺北林業振興事務所並びに高知県種苗緑化協同組合

7 問い合わせ先

高知県林業振興・環境部木材増産推進課(電話番号088-821-4602)